



議案第 号

権利の放棄について

事件の概要

相手方は、昭和54年(1979年)3月1日から [REDACTED] (以下「本件住宅」という。)に入居後、家賃を滞納し、再三再四の催告にもかかわらず、家賃を納付しなかったため、平成13年(2001年)8月20日に使用許可を取り消した。

しかしながら、その後も相手方が居住し続けたため、平成14年(2002年)1月28日に本件住宅の明渡し請求等の訴えを提起し、平成14年(2002年)3月4日に本件住宅の明渡し及び市営住宅使用料合計1,496,840円の支払を相手方に命じる判決が確定した。

その後、相手方は本件住宅を明け渡し、市は相手方に対し滞納家賃の支払の催告を実施してきたが、平成28年(2016年)5月24日を最後に支払は滞り、平成29年(2017年)6月8日に相手方は死亡した。

相手方の財産も不明であるほか、相手方の法定相続人である配偶者及び子は相続放棄を行っており、連帯保証人2名のうち1名は既に死亡、1名は生活保護受給者である状況の中、令和3年(2021年)5月23日に消滅時効が完成し、債権回収が著しく困難であるので、権利の放棄をしようとするものである。